

特定健診・特定保健指導の 趣旨・概要について

厚生労働省保険局

1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨

健診等の保健事業については、現在、老人保健法や医療保険各法に基づいて市町村、企業、医療保険者によって実施されているが、各健診の役割分担が不明確であるとともに、受診者に対するフォローアップが不十分である等の指摘がされているところである。

このため、健診・保健指導については、

- ① 適切に実施することにより、将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵を受けること
- ② 医療費のデータと健診・保健指導のデータを突合することができ、より効果的な方法等を分析できること
- ③ 対象者の把握を行いやすいこと

から、保険者が実施主体となることにより、被保険者だけでなく、従来手薄だった被扶養者に対する健診も充実し、健診受診率の向上が見込まれるほか、十分なフォローアップ(保健指導)も期待できることから、保険者にその実施が義務付けられたものである。



上記の趣旨により、国保、健保組合等の保険者は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、40歳以上の被保険者、被扶養者について、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導(以下それぞれ「特定健診」、「特定保健指導」という。)を行うこととされたところである。

2 新しい仕組み

(1) 国による特定健診等基本指針の策定

- 厚生労働大臣は、特定健診及び特定保健指導(以下「特定健診等」という。)の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針(特定健診等基本指針)を定める。(法第18条)

(2) 保険者による特定健診等実施計画の策定

- 保険者は、特定健診等基本指針に即して、5年を一期とする特定健診等の実施に関する計画(特定健診等実施計画)を定める。(法第19条)

(3) 特定健診等の実施

- 医療保険者は、特定健診等実施計画に基づき、40歳から74歳の加入者に対して特定健診等を実施する。(法第20条、法第24条)

- 労働安全衛生法に基づき、事業者が健診を行った部分については、事業者からの健診データの提供を受けて、実施に代えることができる。(法第21条第1項、法第27条第2項・第3項)
- 事業者が法令に基づいて行う健診の実施を保険者に委託する場合には、その健診に要する費用を保険者に支払わなければならない。(法第21条第2項)
- 被用者保険の被扶養者等については、他の保険者に実施を委託することができるが、その場合、実施に要した費用を委託先に支払うことが必要。(法第26条)
- 加入者から健診等に要する費用の一部を徴収することは可能。(法第26条第3項)

(4)特定健診等の結果の通知と保存

- 医療保険者は、特定健診の結果を一定の様式により加入者に対して提供する。なお、労働安全衛生法に基づく事業者健診や、他の保険者への委託により実施した場合においても、特定健診の結果を加入者に提供しなければならない。
(法第23条)
- また、特定健診等の記録については、被保険者・被扶養者が加入者となる限りは、当該医療保険者が保存しなければならない。(法第22条、法第25条)
- 保険者間で加入者の異動があった場合には、保険者からの求めがあったときには、異動元の保険者(旧保険者)は、異動先の保険者(新保険者)に対して特定健診等の記録を提供しなければならない。旧保険者は、新保険者に記録を提供了後も、翌年度末までは当該加入者に関する記録を保存する。(法第27条第1項・第3項)

(5)特定健診等の結果の報告

- 保険者は、特定健診等の実施結果と内臓脂肪症候群の該当者・予備群の割合等の必要なデータを、社会保険診療報酬支払基金に対して報告する。(法第142条)
- 社会保険診療報酬支払基金は、保険者からの報告を基に、後期高齢者支援金の加算・減算の措置を講じる。(平成25年度から)(法第119条～法第121条)

(6)特定健診への負担金・補助金

- 被用者保険の被保険者本人の健診については、基本的には労働安全衛生法に基づく事業者健診として事業者が負担。特定健診に相当する検査項目実施のための費用(差分)については、保険者が負担。
- 健保組合、政管健保の被扶養者の健診については、保険料と利用者本人の負担のほか、一部、国庫による補助を行う予定。(健康保険法第154条の2)
- 市町村国保の被保険者の健診については、保険料と利用者本人の負担のほか、対象部分の3分の1ずつを国と都道府県が負担する予定。(国民健康保険法第72条の5)